# 人事院規則一四―五（公選による公職） （昭和二十四年人事院規則一四―五）

法及び規則中公選による公職とは、次に掲げるものの職とする。

###### 一

衆議院議員

###### 二

参議院議員

###### 三

地方公共団体の長

###### 四

地方公共団体の議会の議員

# 附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（令和二年一一月一六日人事院規則一四―五―六）

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。